

ご利用規約の一部改正について

2024年3月15日改定

改定前	改定後
<p>(新設)</p>	<p><u>P.1</u> <u>ご利用規約</u> <u>2024年3月15日</u> <u>株式会社 bitFlyer</u></p>
<p><u>P.1</u> <u>ご利用規約</u> 本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます。）の提供する暗号資産の販売・買取、暗号資産関連店頭デリバティブ取引その他関連サービスのご利用に当たり、登録ユーザーの皆様にご遵守していただくかなければならない事項および当社と登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスを登録ユーザーとしてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願いいたします。</p> <p>(省略)</p>	<p><u>P.2</u> 本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます。）の提供する暗号資産の販売・買取、暗号資産関連店頭デリバティブ取引その他関連サービスのご利用に当たり、登録ユーザーの皆様にご遵守していただくかなければならない事項および当社と登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスを登録ユーザーとしてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願いいたします。</p> <p>(省略)</p>
<p><u>P.2</u> 第3条 登録</p> <p>(省略)</p> <p>5. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合 2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、<u>法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等</u>を得ていなかった場合 <p>(省略)</p>	<p><u>P.3</u> 第3条 登録</p> <p>(省略)</p> <p>5. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合 2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人のいずれかである場合、<u>または任意後見監督人の選任により任意後見が開始されている場合</u> <p>(省略)</p>

P. 3

第4条 登録情報の変更等

1. 登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

2. (省略)

(新設)

3. 当社は、登録ユーザーが前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等により登録ユーザーに発生した損害について、責任を負わないものとします。

(省略)

P. 4

第4条 登録情報の変更等

1. 登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

2. (省略)

3. 登録ユーザーは、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、または、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされ任意後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。

4. 当社は、登録ユーザーが前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等により登録ユーザーに発生した損害について、責任を負わないものとします。

(省略)

P. 5

第7条 本サービスの利用

(省略)

5. 本サービスのうち、bitFlyer Lightning における、暗号資産の売買に関する利用条件は以下の通りです。

(省略)

4. 対当売買（登録ユーザー自身の買い注文と売り注文の合致による約定）は無効となり、対応する注文は当該約定部分について失効します。

6. 本サービスのうち、bitFlyer Lightning における、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する利用条件は以下の通りです。

(省略)

4. 対当売買（登録ユーザー自身が発注した異なる方向での注文の合致による約定）は無効となり、対応する注文は当該約定

P. 6

第7条 本サービスの利用

(省略)

5. 本サービスのうち、bitFlyer Lightning における、暗号資産の売買に関する利用条件は以下の通りです。

(省略)

4. 登録ユーザーの注文が、当社が既に受注している当該登録ユーザー自身の他の注文と対当する可能性がある場合（条件が合致して約定が成立する可能性がある場合を指します）には、当該注文を出すことはできません。

6. 本サービスのうち、bitFlyer Lightning における、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する利用条件は以下の通りです。

(省略)

4. 登録ユーザーの注文が、当社が既に受注している当該登録ユーザー自身の他の注文と対当する可能性がある場合（条件が

<p><u>部分について失効します。</u></p>	<p><u>合致して約定が成立する可能性がある場合を指します)には、当該注文を出すことはできません。</u></p>
<p>P. 7 第 8 条 禁止行為</p> <p>1. 登録ユーザーは、本サービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>1. 当社、または本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権または肖像権を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）</p> <p>（省略）</p> <p>5. 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>6. 異性等交際に関する情報を送付する行為</p> <p>（省略）</p> <p>28. その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p>（省略）</p>	<p>P. 8 第 8 条 禁止行為</p> <p>1. 登録ユーザーは、本サービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>1. 当社、または本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権または肖像権を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）</p> <p>（省略）</p> <p>5. 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為</p> <p>6. <u>国や地域を問わず、賭博・ギャンブル（オンラインカジノを含みます。以下同じ。）を実施・開催する行為、もしくは賭博・ギャンブルを実施・開催する者との間で暗号資産を送付・受領する行為、または、これらの行為を助長・促進する一切の行為（アフィリエイト広告を含みます。）</u></p> <p>7. 異性等交際に関する情報を送付する行為</p> <p>（省略）</p> <p>29. その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p>（省略）</p>
<p>P. 10 第 12 条 登録取消等</p> <p>1. 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。</p> <p>1. 本規約のいずれかの条項に違反したまたは違反の恐れがあると当社が判断する場合</p>	<p>P. 11 第 12 条 登録取消等</p> <p>1. 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。</p> <p>1. 本規約のいずれかの条項に違反したまたは違反の恐れがあると当社が判断する場合</p>

<p>(省略)</p> <p>10. <u>死亡した場合または後見開始、保佐開始 もしくは補助開始の審判を受けた場合</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>11. 3か月以上本サービスの利用がなく、当 社からの連絡に対して応答がない場合</p> <p>(省略)</p> <p>16. <u>その他、当社が登録ユーザーとしての登 録の継続を適当でないと判断した場合</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>10. 死亡した場合</p> <p>11. <u>家庭裁判所の審判により補助・保佐・後 見が開始されている、もしくは開始され ることとなった場合、または、家庭裁判 所の審判により任意後見監督人の選任が なされ任意後見が開始されている、もし くは開始されることになった場合のいず れかに該当し、本サービスの利用継続が 困難であると当社が判断する場合</u></p> <p>12. 3か月以上本サービスの利用がなく、当 社からの連絡に対して応答がない場合</p> <p>(省略)</p> <p>17. <u>その他、当社が登録ユーザーとしての登 録の継続を適当でないと判断した場合</u></p> <p>(省略)</p>
<p><u>P. 14</u> 【平成 26 年 4 月 26 日制定】</p> <p>(省略)</p> <p>【令和 5 年 7 月 27 日改定】 <u>(新設)</u></p>	<p><u>P. 16</u> 【平成 26 年 4 月 26 日制定】</p> <p>(省略)</p> <p>【令和 5 年 7 月 27 日改定】 【令和 6 年 3 月 15 日改定】</p>